

国民健康保険

後期高齢者医療制度

介護保険

に加入している皆さんへ

原則74歳以下の方 国民健康保険

7月中旬に「資格情報のお知らせ」または「東京都国民健康保険資格確認書」を送付します

マイナ保険証の利用登録状況によって、「資格情報のお知らせ」か「東京都国民健康保険資格確認書」のいずれかを世帯主宛てに特定記録郵便(郵便受けに直接投函)で郵送します。

証書の大きさが異なるため別々に封入します。1世帯に2通送付される場合があります。



▲東京都国民健康保険資格確認書

いずれかが入っています



▲資格情報のお知らせ



▲送付封筒

①国保一斉更新=1001984、一部負担金割合=1002003、限度額認定証=1002011②保険年金課国保担当☎(338)6824

問い合わせフォームはこちら▶



高齢受給者証は廃止となりました

70～74歳の方は、「資格情報のお知らせ」または「東京都国民健康保険資格確認書」に8月1日以降の一部負担金割合が印字されています。

なお、所得更正などで負担割合が変更

となる方には、随時通知します。

※一部負担金の割合は70～74歳の国民健康保険加入者の令和6年中の収入・所得などで世帯ごとに判定



負担金割合判定方法の詳細はこちら▲

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新が必要です

各認定証の有効期限は7月31日(木)です。8月1日(金)以降も認定証が必要な方は、更新手続きをしてください。マイナ保険証をお持ちの方は手続きは不要です。

インターネットまたは郵送での手続きが可能です。手続き方法などの詳細は、7月上旬に送付する「更新のご案内」をご確認ください(6月30日時点で認定証をお持ちの方が対象)。

※マイナ保険証をお持ちの方には送付していません



▲インターネット手続きはこちら

※マイナ保険証の利用登録をされていない方で新規に必要な方は要問い合わせ

●注意事項

- ・国民健康保険税を滞納している方は更新・交付(70歳未満の方)およびオンライン資格確認システムを利用した適用区分の確認不可
- ・適用区分は、令和6年中の世帯所得によって改めて判定
- ・過去12カ月の入院日数が通算で90日を超え、食事療養費の減額対象となる方は認定証の更新手続きが必要

上記の「更新のご案内」は令和7年度をもって送付終了します。医療費が高額になる場合はマイナ保険証が便利です。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。ぜひご利用ください。

原則75歳以上の方 後期高齢者医療制度

7月中旬に全員に資格確認書を送付します

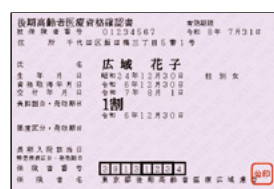
特定記録郵便(郵便受けに直接投函)で郵送します。発送数が多いため、7月25日(金)ごろまでに配達完了予定です。中に藤色の後期高齢者医療資格確認書が入っています。誤って破棄しないようにご注意ください。

後期高齢者医療保険制度の加入者は、暫定的な運用として、マイナ保険証の有無にかかわらず、令和8年7月31日までは被保険者全員に資格確認書が交付されます。資格確認書の有効期間は1年です。

有効期間 8月1日(金)～令和8年7月31日(金)



▲後期高齢者医療資格確認書封筒



▲後期高齢者医療資格確認書

7月中旬に保険料決定通知書を送付します

通知は再発行できないので大切に保管してください。

普通郵便で発送します。

7月は窓口や電話が大変混み合います。保険料決定通知書を見て質問がある方は、問い合わせフォームからのお問い合わせにご協力をお願いします。おおむね3開庁日以内にメールまたは電話で回答します。

利用可能期間 7月10日(木)～25日(金)

問い合わせフォームはこちら▲

①資格確認書=1012177、保険料決定通知書=1002042②保険年金課後期高齢者医療担当☎(338)6807



▲後期高齢者医療保険料決定通知書封筒



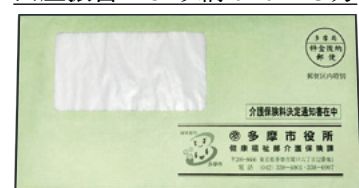
原則65歳以上の方 介護保険

7月中旬に保険料決定(納入)通知書を送付します。

通知は再発行できないので大切に保管してください。

1年間の介護保険料額をお知らせする通知を普通郵便で送ります。

年金天引きまたは口座振替により納めている方



▲介護保険料決定通知書封筒

納付書により納めている方

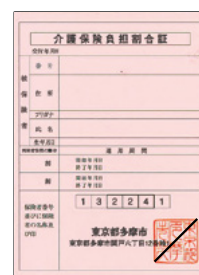


▲介護保険料納入通知書封筒

7月中旬に介護保険負担割合証を送付します



▲介護保険負担割合証封筒



▲介護保険負担割合証

要介護・要支援認定を受けている方および事業対象者のみに、普通郵便で送ります。

介護保険負担割合証には利用者負担割合が記載されています。介護保険サービス、介護予防・日常生活支援総合事業を利用する際は、サービス提供事業者に提示してください。

利用者負担割合は、本人の所得や同じ世帯の65歳以上の方の所得などにより、1割～3割のいずれかです。

①保険料決定通知書=1002971、負担割合証=1002967②介護保険料に関すること=介護保険課介護保険担当☎(338)6901、負担割合証に関すること=介護保険課認定給付担当☎(338)6907